



日中平和友好条約署名40周年に祝電交換

日中平和友好条約が署名されて40周年を迎えた8月12日に、安倍晋三総理と李克強総理、河野太郎外務大臣と王毅国務委員兼外交部長は、それぞれ祝電を交換した。

安倍総理は、40周年を迎えたことに祝意を示した上で、日中両国は地域や世界の平和と繁栄に大きな責任を共有している。引き続き日中両国が手を携えて協力を深め、国際社会が直面する諸課題の解決に貢献し、その期待に応えていきたい。また、年内に中国を訪問し、日中関係を新たな段階に押し上げていく為に有益な意見交換ができることを楽しみにしているとして、年内に訪中し、関係改善の流れを確固たるものにしたという考えを伝えた。

李克強総理は、引き続き歴史を鏡として、未来に目を向ける精神に基づき、中日間の四つの政治文書で定められた各原則を順守し、政治的基礎を守り、互惠協力を深め、意見の相違を適切にコントロールし、両国関係の長期的で健全かつ安定した発展を推進する。安倍総理と北京で早期に会えることを楽しみにしているとした。

河野外務大臣は、引き続き日中両国が、地域・国際社会に対して有する大きな責任を自覚し、肩を並べて様々な地球規模の課題に取り組んで行くことが、同条約に込められた先人の思いに応えることになると確信している。今後も日中間のあらゆる交流・協力を促進し、日中関係の更なる飛躍を実現すべく、緊密に意思疎通していきたいとした。

王国務委員兼外交部長は、中日関係は過去を受け継いで未来を切り開く重要な段階にあり、中国側は日本側と手を携えて努力し、締約の初心を忘れず、

中日間の四つの政治文書の精神に基づき、相互信頼を深め、協力を強化し、意見の相違を適切に処理し、両国関係が正常な軌道に戻った上で、長期的で健全かつ安定した発展を実現するよう推進するとした。

日中両政府の間では、2008年の日中平和友好条約締結30周年(10月23日の条約締結日)の際、当時の麻生太郎総理と温家宝総理、中曽根弘文外務大臣と楊潔篪外交部長の間で祝電を交換したが、その後、島の問題により関係が悪化した5年前は祝電の交換は行われず、両国の外務省が報道官の談話を発表したに留まった。

今後は、安倍総理の訪中に関心が高まる。時期は未定ながら、日中平和友好条約の発効日となる10月23日を軸に記念行事を開催する方向で検討されており、同時に安倍総理と習近平主席の首脳会談を開催し、関係改善を内外に示す可能性が出てきた。

更に、17年11月及び18年5月の日中首脳会談で確認された認識に基づき、第三国における日中民間経済協力について締結された覚書により、日中双方は、第三国における民間経済協力案件を念頭に、日中の民間企業間の交流を一層推進するため、幅広い企業の経営者や関係閣僚等の出席する「日中第三国市場協力フォーラム」を設立・運営することになっており、同フォーラムの同時開催も可能性が高まったと言える。

来年は、20カ国・地域(G20)首脳会議が日本で初めて開催される。会場となる都市は大阪市で、期日は、19年6月28日、29日の2日間。習近平主席が同会議への出席に合わせて国賓として来日し、東京などを訪問する案が有力視されている。

目次

日中平和友好条約署名40周年に祝電交換	1
【友好交流事業報告】和而不同 中日芸術家作品展が開催	2
交流記録	3
中国駐名古屋総領事館 申宇領事が異動	4
中国産業調査レポート 販売のご案内	5

9月以降の行事案内	6
【審議】対中取引に関する基本法についての解説と実務：中国会社法(5)	7
【レポート】上半期の地方GDP出揃う～16省が1兆元超えも、伸びは鈍化～	11
青島デスクNEWS	12
西安デスクNEWS	13
中国短信	14
中国経済データ	16

和而不同 中日芸術家作品展が開催

8月7日(火)午前、一般社団法人愛知華僑総会が主催する「和而不同 中日芸術家作品展、芸術教育交流活動」が開幕し、当センターから原田相談役と大野常務理事兼事務局長が出席した。



開幕式でテープカットする各代表者

主催者を代表して、一般社団法人愛知華僑総会の趙良行会長は挨拶の中で、「和而不同(わじふどう)」とは、和は心から解け合い他者と調和しながらも態勢を保ち、同は他者にむやみに同調し、自分を他者に同和させないと言う意味である。

日本では和の文化、和の心が尊ばれ、飛鳥時代の604年に発布された日本最初の憲法である十七条憲法の第1条に「和を以て貴しと為す」とある。日本人の心には古くから和を重んじ、和の概念が浸透している。

日本と中国は古くから儒教、仏教を通じて文化の往来があり、一衣帯水の関係である。中国では調和の取れた社会である和諧社会が提唱され、北京オリンピックや上海万博を通じて、伝統文化の復興が推進されている。2011年には伝承と増進、文化の大発展、大繁栄の推進政策により文化事業を強化し、文化産業を振興しようとする文化体制改革が推し進められ、中国の夢、中華民族の偉大なる復興を掲げ、一帯一路政策の下、文化強国を目指している現状にある。今後、「日本と中国の文化交流は益々盛んになるものと信じ、期待している」と抱負を語った。

来賓を代表して、中華人民共和国駐名古屋総領事館の孫志勇副総領事は挨拶の中で、「芸術文化の交流は、中日交流史の一部として、中日両国の相互理解と友好交流の為に大きな役割を果たした。

今年には中日平和友好条約締結40周年で、当面の中日関係は中日双方の努力の下、再び正常な軌道に戻ることができた。孔子曰く、40にして惑わず。つまり、中日関係は40歳にして惑わず、落ち着き、中日関係は益々発展すると思う。正に中日関係の新時代を迎えることができた。

この新時代に適応する旧態依然としたイベント交流から、個人同士の友好交流に如何に転換できるか、今回の芸術作品展、また、芸術教育交流活動が1つのモデルになると思う。和して同せず、正に相手の優れた点を認めて、また、個人同士の触れ合いが、友好交流、相互理解に繋がるものと思う」と述べた。

名古屋市役所の鈴木誠二市長室長らが挨拶し、その後、主催者、共催者、来賓代表によるテープカットが行われた。

同作品展は、日中平和友好条約締結40周年を記念した活動として実施され、12日(日)まで東桜会館(名古屋市)で開催された。



作品を説明する陳金虎先生(右)



広瀬典丈先生による生け花デモンストレーション

中国からは、陳金虎、李鋼、李志堅、任国培の4名、日本からは、津田勝利、塚越勇吾、広瀬典丈、広瀬さちよ、加納登茂美、加納恒、長江惣吉、胡永華、塚田讓の9名の芸術家が出展した。

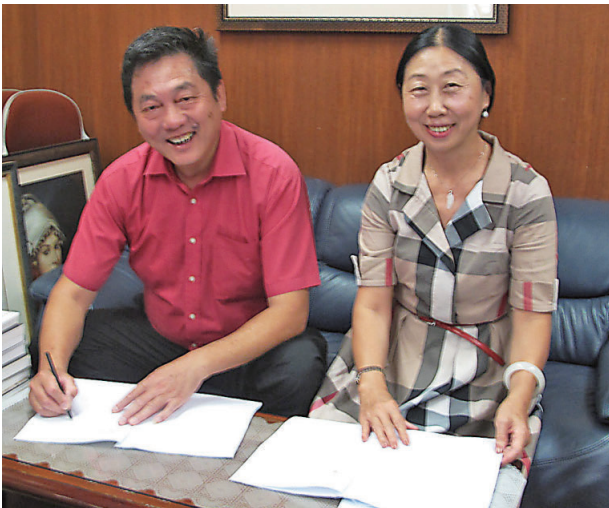
出品だけでなく、芸術家たちにより、篆刻、和紙漉き、羊毛フェルト工芸などの体験指導も行われた。

交流記録

<南寧市訪日代表团>

7月25日(水)、広西壮族自治区南寧市人民政府の庄凱副秘書長を団長とする標記代表团一行7名が来名し、同日午前9時より、中国国際貿易促進委員会南寧市支会名古屋事務所の開所式に参加した。当センターからは原田相談役、大野常務理事兼事務局長、石原業務グループ長、頼額業務グループ担当員が出席した。

同事務所は、南寧市出身の株式会社日中交流中心の取締役である任健氏を顧問として招聘し、業務運営が同氏に委託された。



左から任健氏、譚瀛会長

中国国際貿易促進委員会南寧市支会の譚会長によると、南寧市には有力な自動車部品メーカーが多く、同市から車で240km弱の距離にある柳州五菱汽車有限责任会社のサプライヤーである。

このほか主力産業としては農業で、中でもサトウキビ及び甘しゃ糖の生産は南寧市を含む広西壮族自治区が中国随一の生産量を誇り、中国の砂糖産業の発展を支えている。また、果物も豊富である。

近年は中国とアジアをつなぐ経済交流が盛んになっており、同市で毎年9月に開催されるASEAN博覧会は今回で15回目を迎える。

ASEAN諸国から中国への留学生が増えており、ASEANと中国とのビジネスを担う人材教育にも力を入れているとの紹介があった。

また、国家級の経済技術開発区が市内に3カ所あるが、日系企業の進出が少ないので、是非とも視察に来て欲しいと要請があった。

庄 凱 南寧市人民政府副秘書長
譚 瀛 中国国際貿易促進委員会南寧市支会会長
張曉劍 南寧市博物館館長
顔以鋒 南寧市人民政府外事僑務弁公室
 出国管理科科长
吳少鵬 広西南寧市商務局
 市場運行和消費促進科科长
黄 颺 中共南寧市委員会老幹部局
 宣伝調研科科长
陳欽松 南寧市人民政府外事僑務弁公室

<江蘇省国際交流センター駐日連絡事務所>

8月14日(火)、江蘇省国際交流センター駐日連絡事務所の朱巧雲所長が帰任挨拶の為、当センターを訪れ、大野常務理事兼事務局長が対応した。



朱所長が8月21日に帰任するに伴い、同事務所には常駐者が不在となる。同センターは、研修生・技能実習生の送り出し機関で、同事務所は日本に派遣されてきた研修生・技能実習生と派遣先企業とのパイプ役として、主にトラブル対応などの役割を担ってきた。

近年は、中国からの研修生・技能実習生が減少している為、常駐から出張対応に切り替えることになったのだと言う。出張者は、過去の駐在経験者3～4名から選任されると言うが、詳細は不詳。

当センターは、これまでも同センターの日本出張者を招聘してきた経緯があり、今後も継続して協力する。

<杭州市投資促進局訪問団>

8月25日(土)、杭州市投資促進局の楊福頌副局長一行9名が来名し、大野常務理事兼事務局長、石原業務グループ長が歓迎夕食会を開催した。



左から石原G長、易局長、大野常務理事、楊副局長、傳副処長

一行の中には、当センターと長期的な業務提携関係にある蕭山経済技術開発区招商局の易海平局長が含まれており、旧交を温めることができた。

一行は、この後、静岡県に移動し、袁家軍・浙江省人民政府省長を団長とする浙江省代表団並びに胡

濰康・浙江省商務庁庁長を団長とする浙江省商務団と合流し、27日(月)午後開催する浙江省静岡県ビジネスフォーラムに参加する。

当センターも同セミナーには共催団体となっており、静岡県内企業に参加を呼びかけた。

楊福頌 杭州市投資促進局副局長
易海平 蕭山経済技術開発区招商局局長
傳麗瑛 杭州市投資促進局副処長
徐麗樺 杭州市江幹区招商局副局長
孫芳冠 杭州市投資促進局課長
陳烈杭 杭州市投資促進局職員
肖艷彦 杭州広宇安諾実業有限公司総経理
徐鵬華 杭州万物聯智慧産業有限公司
常務副総経理
黄琬坤 楽創産業園CEO
俞海涛 シルクロード国際経済協力有限公司
董事長
傳麗 藍城控股有限公司副総裁

中国駐名古屋総領事館 申宇領事が異動

8月9日(木)午後、中国駐名古屋総領事館の商務担当領事である申宇領事が異動となり、その後任として岳倩(がくせん)領事アタッシュェが8月6日(月)に着任し、挨拶の為、当センターを訪れ、大野常務理事兼事務局長と石原業務グループ長が対応した。



申宇領事(左)と岳倩領事(右)

申領事は、8月20日付けで、東京の中国駐日本国大使館経済商務処に異動となり二等書記官となる。後任の岳領事は、直前まで中国駐新潟総領事館で経済商務室領事アタッシュェとして勤務していた。

【岳倩 領事略歴】

1986年6月生まれ 漢族
上海外国語大学国際経済貿易専攻卒
2010.07～2013.06 交通銀行青海省支店にて、国際業務部マネージャー、法人業務部マネージャーを担当。
2013.07～2016.06 財政部駐在青海事務所に入所。
2016.07～2018.07 中国駐新潟総領事館にて経済商務室領事アタッシュェとして勤務。
2018.08～ 中国駐名古屋総領事館にて経済商務担当領事アタッシュェとして勤務

<会員限定 特別価格>

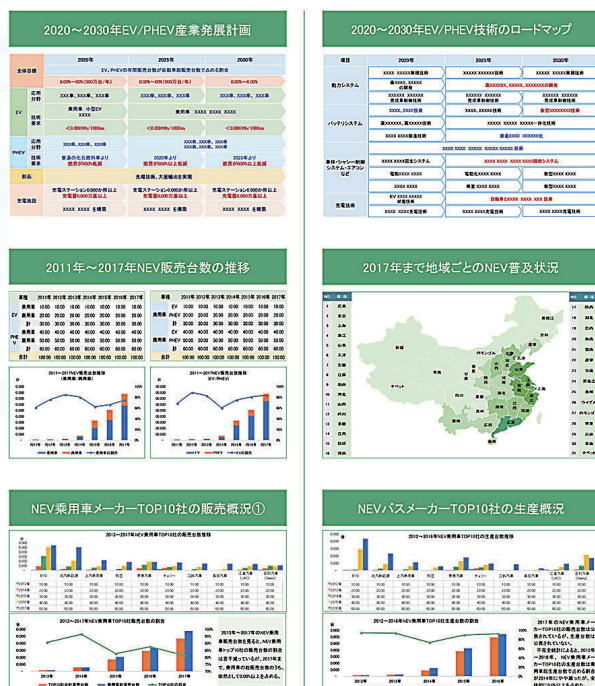
中国産業調査レポート 販売のご案内

当センターは、北京真友堂国際技術発展有限公司との業務提携に伴い、同社が作成した調査レポートを会員限定特別価格で販売する事となりました。価格は税込・送料込みとなっており、複数ご購入の場合は、若干値引きがございますので別途お問合せ下さい。なお、電子版(PDF)には著作権保護の為、ウォーターマークが入ります。

<販売レポート>

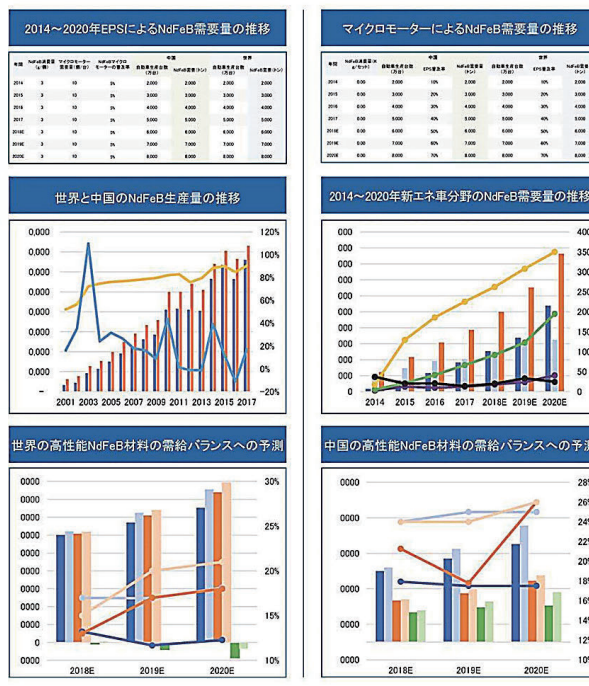
1 中国新エネルギー自動車(NEV)産業発展レポート(全90頁)	定 価	会員限定特別価格
電子版	378,000円	356,400円
印刷版	378,000円	356,400円
電子版+印刷版	432,000円	410,400円
2 中国ネオジム磁石(NdFeB)産業調査レポート(全41頁)	定 価	会員限定特別価格
電子版	378,000円	356,400円
印刷版	378,000円	356,400円
電子版+印刷版	432,000円	410,400円
3 中国廃車リサイクル産業の現状及び外資企業のビジネスチャンス(全45頁)	定 価	会員限定特別価格
電子版	216,000円	194,400円
印刷版	216,000円	194,400円
電子版+印刷版	270,000円	248,400円

レポート中の一部の図表例



レポートではデータの詳細が見られます。

レポート中の一部の図表例



レポートではデータの詳細が見られます。

<お問合せ> (一社) 東海日中貿易センター 業務グループ
 電話：(052) 219 - 4820 Eメール：gyoumu@tokai-center.or.jp

9月以降の行事案内

後援事業

「2018浙江省輸出商品(大阪)交易会」

日 時：9月12日(水)～14日(金)
 会 場：インテックス大阪2号館
 参 加：事前登録無料
 当日 1,000円/人
 展 示：アパレル&テキスタイル、
 ライフスタイル雑貨&ギフト、ペット用品
 主 催：浙江省商務庁
 委 託：浙江遠大国際会展有限公司
 (一財)大阪国際経済振興センター

主催セミナー

「中国における紛争解決の法制度と実務」

日 時：9月20日(木) 14:00～16:30
 会 場：名古屋国際センタービル
 3階 第二研修室
 講 師：高華鑫 上海市華鑫律師事務所所長
 ※当センター中国法律顧問
 参 加：定員60名 参加無料

後援事業

日中平和友好条約締結40周年記念

「第三回 日中友好・錦秋の集い」

日 時：10月5日(金)～7日(日)
 ※5日 15:00～開会式
 6・7日 11:00～18:00
 会 場：中部国際空港 4階イベント広場
 参 加：無料
 主 催：日中友好・錦秋の集い会
 共 催：中国駐名古屋総領事館

共催行事

「2018中日経済交流懇談会」

日 時：10月24日(水)
 講演会 16:00～17:30
 懇談会 17:30～19:00
 会 場：未定
 参 加：定員150名 参加無料
 主 催：中国駐名古屋総領事館



2018 大阪国際ライフスタイルショー 浙江省輸出商品(大阪)交易会

ライフスタイル雑貨&アパレル・テキスタイルの総合展示商談会

9/12 ~ 14 無料

特別セミナープログラム

聴講無料 事前登録制 ※スケジュール、内容は主催者都合により予告なく変更される場合があります

S-1 9月12日(水) 11:00～12:00 中国における当社の事業戦略 ～寧波阪急の店舗について～ エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 経営企画室 総合企画部長 榎本 敦也 氏	S-3 9月13日(木) 11:00～12:00 知らないと損する！ 海外向けサイト制作のポイント 株式会社アリウープ 代表取締役 河野 吉雄 氏	S-5 9月13日(木) 14:30～15:30 中国企業とのお付き合いについて 森豊国際貿易有限公司 総経理 王 寧子 氏
S-2 9月12日(水) 13:30～14:30 日中ビジネスからグローバルビジネスへ ～中小企業の戦略と実務～ 甲南大学 経営学部経営学科 教授 杉田 俊明 氏	S-4 9月13日(木) 13:00～14:00 小売店バイヤーの心を掴む！ ライフスタイル、雑貨商品の 売り込みテクニック GROUP ON THE LIVING 代表 富本 雅人 氏	S-6 9月14日(金) 10:30～11:30 コールドチェーンにおける ヤマトグループの取組み ヤマトグローバル ロジスティクスジャパン株式会社 セネラルマネージャー 大上 直樹 氏

2018年9月12日(水)～14日(金)
 インテックス大阪 2号館
 10:00～17:00 (最終日は16:00まで)

主 催：浙江省商務庁
 委 託：浙江遠大国際会展有限公司
 一般財団法人大阪国際経済振興センター
 出展構成：アパレル&テキスタイル、
 ライフスタイル雑貨&ギフト、ペット用品
 展示規模：200社/300小間(予定)

無料事前登録はこちら
<http://zhejiangfair-osaka.com>

🔍 浙江省展 🔍 検索!

対中取引に関する基本法についての解説と実務： 中国会社法(5)

—— 株主代表訴訟の概要及び関連判例 ——

上海市華鑫法律事務所

弁護士 高秀智、高華鑫

近年中国において企業、特に外商投資企業の株主、董事、監事、高級管理職員等が法律規定または会社定款に違反し、会社利益を侵害する事例が増えているが、外国投資者は会社の事務を把握していないまたは株式比率等の原因により、上記人員に対して法的責任を追及することができずにいることも多い。本号は二期に亘り株主代表訴訟の法律規定及び実務判例における留意点について検討し、中国での業務開拓の助けになれることを期待する。

(6月号の続き)

(7) 株主代表訴訟について

① 株主代表訴訟が誕生した背景及び目的について
法律上、会社は完全な民事能力を有しているとみなされ、権利を享受し、義務を負う独立した法人格である。しかし実務において、会社は事実上大株主や董事、監事等の高級管理人員により実際には管理されている。特に中外合資企業、中外合作企業では、中国側の株主または彼らにより選任された董事等高級管理人員が会社を管理していることが普遍的である。

このような状況において、会社利益は大株主、董事、監事等の高級管理人員または彼らと密接な関係を持つ他の人員により侵害された場合、会社が事実上は大株主等高級管理人員により掌握されているため、会社を代表して訴訟を提起することができる会社機関、例えば董事会、監事会等機関が会社名義で法的に会社利益を侵害したのに対して法的責任を追及することが難しい。そのため、会社が損害賠償請求の訴訟権利を行使しない場合、会社に損害を与えることとなり、これにより株主利益も損害を受けることとなる。

このような背景の元、株主代表訴訟は上記のような問題を解決し、会社、株主の利益を保護するため

に誕生した。

② 株主代表訴訟の定義及び特徴

株主代表訴訟とは、会社の合法的な權益が違法に侵害されたが、会社を代表して訴訟を提起する権利を有する董事会、監事会等機関が訴訟手段を通じて関連人員の法的責任を追及しない場合、法定資格を有する株主が会社利益保護のために法定手続きに基づき提起する訴訟である。

上記定義について、「代位性」、「代表制」という特徴から理解することができる。

株主代表訴訟の「代位性」とは、株主代表訴訟において、利益を侵害されたのは会社であって、株主は会社の代わりに訴訟を提起する、即ち株主(原告)は会社(訴訟第三者)の訴訟権利を行使し、訴訟の結果賠償金等は会社に帰属し、株主に帰属しない。

株主代表訴訟の「代表性」とは、株主代表訴訟を提起する株主は、実際には会社の同様の状況に置かれている他の株主を代表している。例えば会社を事実上掌握しているのが大株主の場合、株主代表訴訟を提起する株主が代表しているのは他の中小株主である。そのため、他の株主は同様の訴訟理由を以って別途訴訟を提起することができず、株主代表訴訟への参加を申請するしかない。

そのため、株主代表訴訟とは法定資格を有する株主が、他の同様の株主を代表して、会社に代わり訴訟権利を行使し、会社の合法的な權益を侵害した者に対して訴訟を提起することである。

③ 株主代表訴訟提起の資格及び前置手続きについて

株主代表訴訟の法律規定については、主に「会社法」第151条¹及び「最高人民法院の『中華人民共和国会社法』適用に関する若干問題についての規定(四)」(法積(2017)16号、2017年9月1日から施行、以下

『会社法解釈四』という)第23条-26条である。

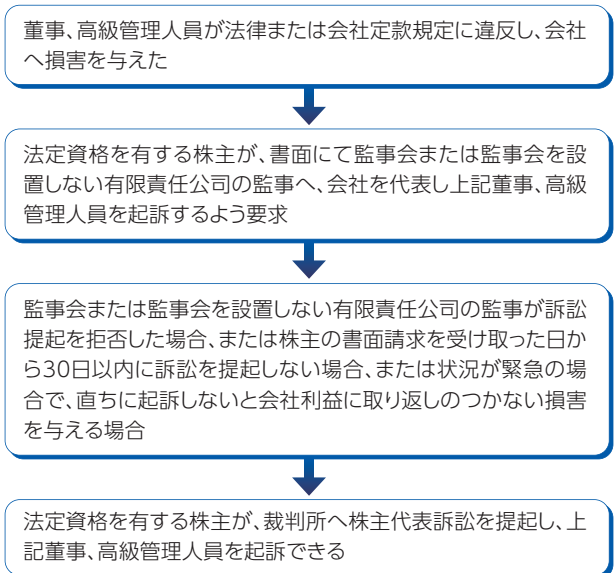
上記法律規定に基づくと、株主代表訴訟を提起できる株主は有限責任会社の株主、または株式会社にて連続して180日以上単独または合計して会社株式の1%以上を保有する株主である。

同時に、株主代表訴訟を提起する前に、以下の前置手続きを取らなければならない。

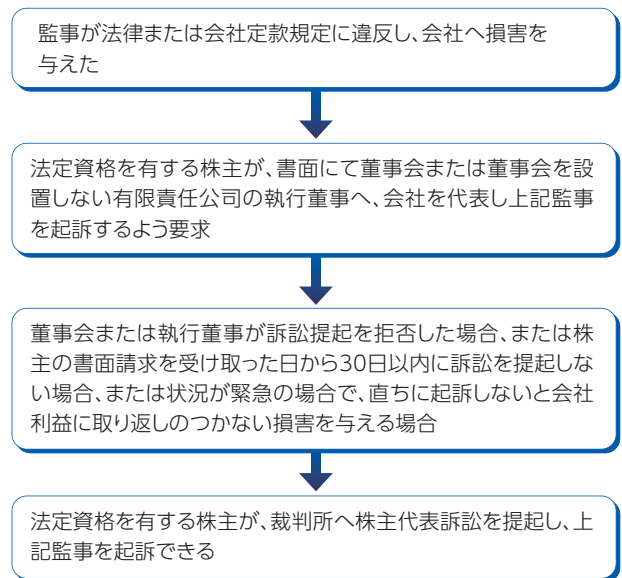
- a. 法定資格を有する株主は、まず書面にて董事会、監事会等の会社関連機関に対して、会社を代表して裁判所へ会社利益を侵害した者を起訴するよう請求する。
- b. 会社関連機関が訴訟提起を拒否した場合、または株主の書面請求を受け取った日から30日以内に訴訟を提起しない場合、または状況が緊急の場合で、直ちに起訴しないと会社利益に取り返しのつかない損害を与える場合、法定資格を有する株主が、裁判所へ株主代表訴訟を提起することができる。

上記事前手続きについて、下記図の通り示した。

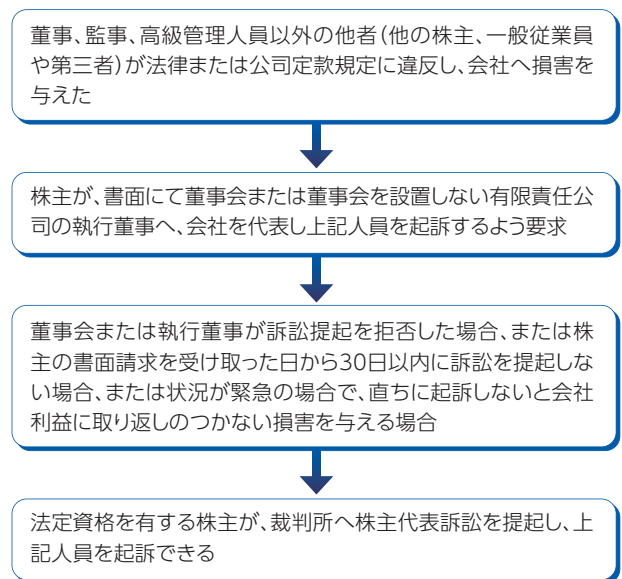
・状況1：董事、高級管理人員が会社へ損害を与えた場合の株主代表訴訟



・状況2：監事が会社へ損害を与えた場合の株主代表訴訟



・状況3：董事、監事、高級管理人員以外の他者が会社へ損害を与えた場合の株主代表訴訟



④外商投資企業における株主代表訴訟

外商投資企業にて多く見られる株主代表訴訟では、中外合資企業または中外合作企業において、董

1 「会社法」第151条：董事、高級管理人員に本法第149条規定の状況がある場合、有限責任会社の株主、株式会社において連続180日以上単独または合計で会社株式1%以上を保有する株主は、書面にて監事会または監事会を設置していない有限責任会社の監事へ、人民法院へ訴訟を提起するよう請求することができる。監事に本法第149条規定の状況がある場合、前述株主は書面にて董事会または董事会を設置していない有限責任会社の執行董事へ、人民法院へ訴訟を提起するよう請求することができる。

監事会、監事会を設置していない有限責任会社の監事または董

事会、董事会を設置していない有限公司の執行董事は前項に規定する株主の書面請求を受け取った後訴訟提起を拒否した場合、または請求書受取りから30日以内に訴訟を提起しない場合、または状況が緊急の場合で、直ちに起訴しないと会社利益に取り返しのつかない損害を与える場合、前項規定の株主は会社利益のために自身の名義で直接人民法院へ訴訟を提起することができる。

他者が会社の合法的な利益を侵害し、損害を与えた場合、本条第1項規定の株主は全2項の規定に基づき人民法院へ訴訟を提起することができる。

事、監事、高級管理人員が法律規定または会社定款の規定に違反し会社利益を損害した、または中国側株主または第三者が会社利益を損害し、会社がこれら人員に対して法的責任を追及しなければならない場合で、会社事務を管理している董事、監事または高級管理人員は中国側株主が選任している、または会社利益を侵害した者と密接な関係にあるため、会社名義で起訴することを拒絶することもある。

同時に、外国側株主は会社事務を管理していない、または外国側株主が選任した董事、監事、高級管理人員等が会社社印、営業許可証等重要な物を管

理していない、または株式比率等の制限等により公司名義にて直接起訴するのが難しい場合もあるため、このような状況において、外国側株主は株主代表訴訟を通じて訴訟を提起し、自身の利益を保護することが多い。

次号から株主代表訴訟の判例を分析し、具体的な訴訟について紹介する。

(次号に続く)

トピックス

中国新法律速報：保険法司法解釈四

2018年7月31日、最高人民法院は「最高人民法院の『中華人民共和国保険法』適用に関する若干問題についての解釈(四)」(法積[2018]13号、2018年9月1日から施行、以下「解釈四」という)を發布した。「解釈四」は保険対象譲渡後の賠償、代位求償権、責任保険賠償等三方面の内容を詳細に解釈している。

そのうち、重要な内容を要点のみ以下の通り解説する。

1. 「解釈四」第2条の規定では、保険者が保険加入者へ定時と説明義務を明確に履行した場合、保険対象物の譲渡後も譲受者に対して有効となるとされている。

例えば、保険会社Aは保険加入者Bに対して明確な説明義務を履行し、Bは保険加入した車両をCへ譲渡し、CがAは自身に対して提示、説明していないことを理由に、Aの保険責任を免除する条項は無効である。

2. 「解釈四」第5条の規定では、保険対象の譲渡後、被保険者、譲受者が保険者へ通知後、保険者が回答するまでの「空白期」において保険事故が発生した場合、保険者は賠償しなければならないとされている。そのため、保険対象物の譲渡が生じた場合、元被保険者または譲受者は保険会社に対して譲渡の

事実を速やかに通知しなければならない。

例えば、保険加入者Bが保険加入した車両をCへ譲渡し、これについてメールにて保険会社Aへ通知した。AがBへメールでの回答をする前に、Cの運転中交通事故が発生した場合、Aは契約に基づきCへ賠償しなければならない。

3. 「解釈四」第10条の規定では、第三者が保険対象へ損害を与え保険事故を招いた場合、保険者及び第三者が共に被保険者へ賠償を行った場合、保険者が代位求償権を第三者へ通知した時間が、第三者が被保険者へ賠償を行ったより早かった場合、保険者は第三者に対して代位求償権を行使する権利を有する。即ち、第三者が被保険者へ行った賠償行為自体が無効であると判断される。反対に、保険者が賠償後、代位請求権を得たことを第三者へ通知する前、または通知が第三者へ到達する前に、第三者が被保険者へ賠償を行った場合、保険者が第三者へ代位求償権を行使することができなくなるとされている。

例えば、CがBが保険加入している車両を損壊し、保険会社AはBへ賠償金を支払った後、Cに対して代位賠償請求権(代位求償権、即ち保険会社AがBに代わりCへ賠償を主張する権利)を有する。Aが当該代位請求賠償権をCへ通知後、なおCがBへ賠償を行った場合、CがBに対して賠償を行ったためAへ

賠償金を支払わないという主張は裁判所は支持しない。

4. 「解釈四」第11条の規定では、被保険者が故意または重大な過失により保険者の代位求償権への協力義務を履行していないことにより、保険者が代位求償権を行使できないまたは全ての代位求償権を行使できなかった場合、保険者は被保険者に対して当該損失の範囲内において賠償金を控除または返還を請求することができる」とされている。

例えば、CはBが保険加入した車両を損壊し、保険会社AがBへ賠償金を支払った後、AはCに対して賠償請求の権利を有する。しかしBがAに対してCの身分情報を提供することを拒んだため、AはCに対して賠償請求権を行使することができなかった。この場合、AはBに対して相当の賠償金の返還を要求することができる。

5. 「解釈四」第16条の規定では、責任保険において被保険者が共同侵害により連帯賠償責任を負う場合、保険者は連帯責任が被保険者が負うべき責任比率を超えていることを理由に、賠償を拒否してはならない。保険者は保険責任を履行後、他の連帯責任者へ求償する権利を有するとされている。

例えば、責任保険の被保険者Bと被保険者ではないCが共同でDに対して財産損害を与えた。裁判所の判決に基づき、BとCは連帯でDに対して賠償責任を負わなければならないとされた。この場合、保険会社AはDの損失について全額賠償し、その後Bの責任を超えた賠償部分、即ちCが負うべき賠償金額についてはCに対して請求することができる。

6. 「解釈四」第19条の規定では、責任保険において被保険者と第三者が賠償協議に合意し、保険者の認可を受けていない場合、保険者は裁判所に対して責任範囲と賠償金額について改めて算定するよう申し立てることができる」とされている。

例えば、責任保険の被保険者Bが、第三者Cへ財産損害を与えた。Bは保険会社Aと協議せず、独自でCと合意し、BはCへ10万元賠償した。BがCへ10万元を賠償した後、Aへ10万元の保険金支払いを求めた。この場合、保険会社Aは裁判所に対して賠償金額を改めて算定するよう請求することが可能で、裁判所が賠償金額を確定した後、Bへ当該金額を賠償する。

「解釈四」では、保険契約の保険責任の履行について、具体的な実務上の問題について比較的詳細に規定している。保険対象譲渡後、譲渡前有効であった保険契約は直ちに無効とはならない。また、財産保険の保険者が既に代位求償権を通知していた場合、第三者が被保険者へ賠償することは無効である。

なお、保険会社の代位求償権行使に対して協力しない場合、保険会社は保険金額を減額することが可能となり、責任保険の被保険者と第三者が和解協議に合意し、保険者がそれを認可しない場合改めて賠償金の算定を申し立てることができる。

<執筆者プロフィール>

上海市華鑫法律事務所

弁護士 高秀智

華東政法大学法律学院(民商法)卒業後、慶應義塾大学大学院法学研究科博士前期課程を修め、2012年4月に上海市華鑫律師事務所に入所、対中取引、日系在華企業の企業法務を担当。



弁護士 高華鑫

上海市高級人民法院、上海市司法局での勤務を経て、1984年6月から日本の大江橋法律事務所にて勤務、外国法事務弁護士として大阪弁護士会に登録、1998年5月に上海華鑫律師事務所を開設し、対中投資、取引、仲裁、裁判事件の最前線で活躍。2016年6月に(一社)東海日中貿易センター中国法律顧問に就任。



上半期の地方GDP出揃う

～16省が1兆元超えも、伸びは鈍化～

2018年上半期(1～6月)の中国31省・直轄市・自治区の主要経済指標が出そろった。GDP(域内総生産)の首位は広東の4兆6,342億元(7.1%増)、2位は江蘇の4兆4,864億元(7.0%増)、3位は山東の3兆9,658億元(6.6%増)、4位は浙江の2兆5,674億元(7.6%増)、5位は河南の2兆2,245億元(7.8%増)だった。上位の5省は、35四半期に亘り同順位をキープした。また陝西と江西を新たに加えた16省・市がGDP総額で大台の1兆元を突破した。

成長率で全国平均6.8%増を上回ったのは、上位から貴州、チベット、雲南、江西、陝西、安徽、福建、四川、河南、湖北、湖南、寧夏、浙江、広東、江蘇、上海の16地域で、貴州が10%増と唯一2ケタ増となり、チベット、雲南といずれも開発が進む西南地域が上位を占めた。一方、13地域が全国平均を割る結果となり、華北地域・東北地域で経済の減退が目立った。

伸び率では全体的に成長の鈍化が見られた。前年同期比で伸び率が極端に下落した地域は下げ幅が大きい順で重慶市(-4.0ポイント、以下同)、吉林省(-4.0)、天津市(-3.5)となり、他省でもほとんどの地域で伸び率が下落した。

逆に上昇した地域は“水増し問題”の影響で昨年成長率が急低下しその反動増となった遼寧(3.5ポイント、以下同)以外では、陝西(0.4)、湖南(0.2)のみであった。

国家統計局の発表によると、各省のGDP規模を世界各国と比較すると、先進国に肩を並べるところが少なく、“一国に相当する豊かさ”を達成したことになる。世界銀行が発表した2017年の各国のGDPデータに基づき通貨換算して比較すると、広東の規模は世界13位のオーストラリアを抜き、江蘇は14位のスペインと肩を並べ、山東は15位のメキシコに匹敵することが分かった、と見解を示した。

各地方政府のGDP実績と成長目標

順位	省 市	18年上半期実績	
		絶対値 億元	成長率% (ポイント)
—	中 国	418,961.00	6.8(▲0.1)
1	広東省	46,341.93	7.1(▲0.7)
2	江蘇省	44,863.52	7.0(▲0.2)
3	山東省	39,658.06	6.6(▲1.1)
4	浙江省	25,674.27	7.6(▲0.4)
5	河南省	22,244.51	7.8(▲0.4)
6	四川省	18,327.01	8.2 (±0)
7	湖北省	17,958.17	7.8 (±0)
8	河北省	16,600.54	6.5(▲0.3)
9	湖南省	16,405.00	7.8 (0.2)
10	上海市	15,558.15	6.9 (±0)
11	福建省	14,840.93	8.2(▲0.1)
12	安徽省	14,263.97	8.3(▲0.2)
13	北京市	14,051.23	6.8 (±0)
14	遼寧省	11,383.28	5.6 (3.5)
15	陝西省	10,702.55	8.6 (0.4)
16	江西省	10,124.53	9.0 (±0)
17	天津市	9,927.60	3.4(▲3.5)
18	重慶市	9,821.09	6.5(▲4.0)
19	広 西	8,762.63	6.2(▲1.0)
20	内 蒙 古	7,776.67	4.9(▲1.7)
21	山西省	7,482.75	6.8(▲0.1)
22	雲南省	7,008.86	9.2(▲0.3)
23	貴州省	6,632.86	10.0(▲0.4)
24	吉林省	6,299.07	2.5(▲4.0)
25	黒龍江省	6,240.62	5.5(▲0.8)
26	新 疆	4,892.47	未発表
27	甘 肅 省	3,497.62	5.0 (±0)
28	海南省	2,434.88	5.8(▲1.7)
29	寧 夏	1,603.58	7.7(▲0.9)
30	青海省	1,196.99	5.9(▲1.7)
31	チベット	615.86	未発表

未来との遭遇～国際電子博覧会が開催～

7月20～23日の4日間に亘り、“2018中国国際消費電子博覧会”が、青島国際会展中心(青島インターナショナル・コンベンションセンター)で開催、国内・海外のバイヤーや、大手企業らが一堂に集結した。

今回は、従来のような科学技術製品の新作品のみに留まらず、様々なソリューションや全く新しい未来の情景描写を提供する場となった。



カナダ・EMV社の電気自動車「SOLO」

同博覧会は17年の歴史があり、消費電子業界の動向を占う先行指標として成長。今回は「モノのインターネット(IoT)が繋ぐ世界の創造・享受」をテーマとして開催された。

出展の一部を紹介すると、ハイアールは自社が打ち立てたスマートホームを披露、衣食住に娯楽を加えた“スマートライフ”を提案した。青島海信(ハイセンス)は、“AIテレビ”を紹介、音声認識により、ユーザーの様々なニーズに対応し、更にスマートホームを管理する等100余りの生活サポートを実現した。VRバーチャルリアリティ分野で業界をリードする青島宇科は、“VRスマートエアロバイク”を出展し、バイヤーの関心を集めた。

今回、特に注目されたのは、カナダ・EMV社が出展した3輪駆動のミニ電動自動車“SOLO”。長さ3m、幅1.2mの大きさで、“世界で最も小型の1人乗りEV”として交通渋滞や駐車場の問題を抱える中国で新スタイルを提案した。同車は宇宙航空分野で使用される部材を採用し、更にワイヤレス給電技術を搭載しており、今後中国でも発売予定である。

他にも、ウェアラブルデバイス分野、3Dプリンター分野等多くの分野で賑わいを見せた。

青島セーリングウィーク・海洋祭が開催

2018第10回青島国際セーリングウィーク・海洋祭が、8月10日～19日の10日間に亘り開催された。

海洋祭は、セーリングの普及、競技の推進等の活動によって、ブルー経済、海上スポーツ、海洋文化・レジャー、海洋科学技術を総合的に



海洋祭が開催

建設していくという主旨の下、開催されている。会期中は、北京オリンピックのセーリング競技10周年を記念し、国内・海外のゲストを招き、オリンピック文化の伝承、セーリングスポーツの発展に関するものから、“一带一路”における相互活用についての話題まで、ハイレベルな意見交換が行われた。

青島双星が韓国・クムホの買収に成功

青島双星集団(以下、「双星」という)が韓国2位のタイヤメーカー・クムホタイヤ(中国名:錦湖輪胎、以下「クムホ」という)を買収したことで、7月6日、引渡式典をソウルで行った。双星は、45%のクムホ株を39億元(約628億円)で取得し、正式に筆頭株主となった。クムホは乗用車用タイヤ、双星はバス用タイヤを得意としている。クムホが保有するタイヤ技術、自動化生産システム等は秀でており、双星も中国のタイヤ業界においてスマート製造面でリードし、“アジアブランドトップ500”ではタイヤ業界で第1位になっている。双星は今回の合併により将来、技術、製品、サービス等の面においてグローバルでタイヤ業界をリードし、世界に誇るタイヤメーカーになると発表している。

今回の発表は、青島と韓国の地域経済貿易提携が新たな発展段階に入ったことを示しており、青島・韓国の双方にとっても好ましい影響をもたらすものと期待している。

レポーター



東海日中青島デスク
代表 宋曉華
(青島市商務局主席記者)

長安号、更なるグローバル化へ～説明会を開催～

7月26日、西安市商務局、西安国際港務区管理委員会等の主催により“西安港発、中欧列車(長安号)2018説明会”が上海市で盛大に開催された。

本会では、西安市商務局の陳建鋒副局長等が挨拶し、続いて、西安国際陸港集団の屈錦薇総経理が西安港の国際物流情勢及び中欧列車のプラットフォームにおける優位性について説明を行った。



中欧列車(長安号)説明会

長安号は2013年11月28日にカザフスタン・アルマトイ行きの運行が始まって以来成長を続け、2018年上半期までの累計運行数が787便、累計貨物運賃は18.54億ドルに達し、その内、中央アジア向けの累計運行数は594便、累計貨物運賃は10.28億ドルとなっている。現在、長安号は中央アジアとヨーロッパの全エリアにおいて国際運輸サービスをカバーできる状況である。2018年の上半期だけで、長安号の運行数は545便に達し、運行数、貨物量、積載率、単月の運行数の4部門で国内第1位の好成績を収めるに至った。

今後の課題として、列車運行における質の向上に重点を置き、“五最班列(5つの最優秀ポイントを兼ね備えた列車)”をテーマに 中欧列車ブランドの構築に注力していく。

五最班列(5つの最優秀ポイント)の内容

①全工程の運輸時間効率が最も高い

西安は中国の真ん中に位置し、中国全土に米の字型に鉄道、高速道路が網羅され、交通網の発達により、西安発・中国国内全土向け貨物の輸送時間は2～5日間で到達が可能となり、西安発の空輸でも2時間以内で到達できる国内都市は全体の80%までに達した。

②スマート化のレベルが最高

インターネット+、ビッグデータ技術を基盤に、国際貨物列車運輸におけるマッチングフローの簡素

化に注力し、ワンストップサービスを提供する。

同時に北斗衛星測位システム及び無線ネットワークを駆使し、移動中のコンテナ位置、施錠状況、温度、湿度等の情報をリアルタイムで管理・監督する。

③路線がカバーする地域が最大

現在、中央アジア5カ国44余りの都市と、ヨーロッパ6カ国20余りの都市に直接運輸サービスが可能で、今後もルーマニア(ブカレスト)、イタリア(ミラノ)への開通計画を進めている。

④サービスの分野が最も完備

現場において専門化、多機能化されたサービスを提供し、物流企業に代理で通関、検査、申告、企業登記等を行い、顧客や税関当局及び海外提携パートナーとの隙間のないマッチングを提供し、金融ニーズにも対応する。

⑤総合的なコストが最も低い

青島、寧波、厦門等とのコラボによる国内コンテナ輸送でコストを低減。また列車の往復運行比率を高め、企業の顧客向けに運用効率化に向けたアシストを行うことでコスト低減を可能にした。

西安で国際ファッションショーを開催

8月5日、“2018シルクロード国際ファッション・ウィーク”が西安大唐西市博物館で開催された。会場では中国を代表するファッション・デザイナーの曾鳳飛氏によるファッションショーが開催され、観客を魅了した。

ファッション・ウィークの主旨は、シルクロード沿線国家・地域の文化芸術の伝承と、ファッションクリエイティブ産業の発展の推進である。

ファッション・ウィークでは、国内以外にフランス、イタリア、ロシア、タイ、モンゴル等のファッション・デザイナーが新作を発表し、精彩を放った。

レポーター



東海日中西安デスク

代表 賈育林

(西安国際港務区
投資合作促進局 局長助理)

〈中国短信〉

◆18年版ネガティブリストが発表

国家発展改革委員会と商務部は連名で6月28日、外資規制業種リストである「外商投資参入許可特別管理措置(ネガティブリスト)」の2018年版を発表した。適用は7月28日から。

2018年版ネガティブリストは、2017年6月28日に公布された外資導入のガイドライン「外商投資産業指導目録(2017年改定)」のうち、規制業種にあたる「制限類」「禁止類」(=ネガティブリスト)のみを改定したものあり、指導目録のうち奨励業種にあたる「奨励類」は据え置きとなった。

2018年版ネガティブリストが発表されたことで、22項目の規制が新たに緩和される。乗用車の製造では、合弁会社の設立を2社まで、出資比率の上限を50%とされている規制が2022年に撤廃されることが正式に決まった。また証券や保険など金融分野の外資規制が2021年に全て撤廃されることが決まった。

◆18年版自貿区ネガティブリストが発表、項目が約半減

国家発展改革委員会と商務部は連名で6月30日、自由貿易試験区(自貿区)での外資規制業種リストである「自貿区外商投資参入特別管理措置(自貿区ネガティブリスト)」の2018年版を発表した。適用は7月30日から。

自貿区は現在、上海、天津、広東、福建、遼寧、浙江、河南、湖北、重慶、四川、陝西の11の一級行政区に点在し、外資の試験導入エリアと位置付けられている。

自貿区ネガティブリストで、外資が制限・禁止される分野は2017年6月5日に発表された前回2017年版の95項目から45項目に、半数以下に削減された。この削減分には、「全国版」というべき自貿区以外の一般区にも適用されるネガティブリストの2018年版としても削減された分が含まれる。

通信分野では、上海の自貿区で試験的に行われている政策がほかの自貿区にも適用が拡大されることが決まった。

◆米中の貿易戦争、全面衝突へ

米中の貿易摩擦に拍車がかかっている。米国は7月6

日、中国の知財侵害に対する制裁として、818品目(年間輸入額約340億ドルに相当)に対して一律25%の関税引き上げを発動した。これを受け、中国は同日、米国製品545品目(同340億ドルに相当)に一律25%の報復関税を発動した。対象は米国が自動車、半導体、医療機器、産業ロボットで、中国が自動車、大豆、牛肉等。

米国は更に“第2弾”にあたる約160億ドル分の制裁関税の発動を7月末以降のタイミングで検討しており、中国も同規模の報復関税を準備している。トランプ大統領は今後の展開次第では中国からの輸入品はほぼ全てに関税を課す可能性を示唆している。

中国の商務部は7月6日、米国が制裁対象340億ドル相当のうち59%にあたる約200億ドル余りが中国にある外資系企業による生産で、米系企業が相当数を占めており、制裁関税の影響が中国だけに止まらなると強調した。日本企業を含め、多くの国の企業が生産コストの低い中国で製造し、米国に輸出していることから、今回の影響の拡大が懸念される。

◆中国共産党数、9千万人に迫る

中国共産党の中央組織部がこのほど発表した17年末時点の統計によると、党員数は8,956万4千人で、前年より11.7万人の純増であった。17年の入党者は198万2千人で、労働者が全体の50.8%、短大卒業以上が43.4%、35歳以下が81.4%だった。

基層党組織と呼ばれる行政機関や企業など末端の党組織の数は457万2千件で、前年より5万3千件増えた。党組織の普及率は国有企業で92.8%、民営企業や外資系企業などの非公有制企業では73.1%に上る。非公有制企業の普及率は16年末時点では67.9%であり、民営企業や外資系企業での党組織の設立が急速に進んでいることが示された。

◆北京市、四川省 最低賃金を引き上げ

四川省は7月1日から最低賃金を引き上げ、月あたりでは一類地区で16.7%増の1,750元になる。四川省の引き上げは2015年7月以来の3年ぶり。

北京市は9月1日から最低賃金を引き上げ、月あたりでは6%増の2,120元となる。

◆上半期のGDP、6.8%増

中国国家统计局は7月16日、上半期のGDP成長率が前年同期比6.8%増であったと発表した。第

2 四半期のGDPは6.7%増で、第1 四半期のGDPの6.8%増より、0.1ポイント下回った。

この結果に対し当局は「12四半期連続で6.7%～6.9%の範囲を維持している」と経済の安定成長が持続していると説明しているものの、四半期別で6.7%増は2016年第3 四半期以来の低水準となった。

産業別GDP成長率は、第1次産業が前年同期比3.2%増、第2次産業が同6.1%増、第3次産業が同7.6%増であった。高成長が継続している第3次産業（サービス業）が全体のGDPを押し上げる形となった。

政府は、2018年のGDP目標を“6.5%前後”に設定しており、上半期までは目標を0.3%上回り、底堅さを維持しているが、米国との貿易摩擦が深刻さを増せば、GDPが押し下げられる要因となるため、下半期は厳しい局面となりそうだ。

◆上半期の固定資産投資6.0%増

公共事業と民間の設備投資にあたる上半期の固定資産投資（農業を除く）は、前年同期比6.0%増の29兆7,316億元だった。固定資産投資の統計は1月以降の累計額の発展に留まり、単月の詳細は明らかにされていないが、伸び率は1～5月の累計を0.1ポイント下回っていることから、単月では4ヶ月連続で減速している模様だ。

産業別では、第1～3次産業がそれぞれ13.5%、3.8%、6.8%増えた。国有（国有過半出資を含む）による投資は3.0%増、民間による投資は8.4%だった。

上半期の不動産開発投資は9.7%増の5兆5,531億元で、伸び率は1～5月を0.5ポイント下回った。その内、住宅投資は13.6%増の3兆8,990億元と好調だった。

◆上半期の消費財小売総額10.4%増

個人消費にあたる上半期の消費財小売総額は、前年同期比9.4%増の18兆18億元だった。伸び率は1～5月の累計を0.1ポイント下回った。

消費の内訳は飲食業収入が9.9%増の1兆9,457億元、商品小売業が9.3%増の16兆561億元であった。上半期のオンライン小売額は30.1%増の4兆810億元と高成長が続いている。

◆米国の対中関税6,031品目の追加措置を公表

トランプ米政権は7月10日、中国の知財権侵害に対する制裁関税の追加措置の原案を公表した。食料

品や素材等6,031品目に対して10%の追加関税を課すとしており、これは年間輸入額の約2,000億ドル（約22兆円）に相当する。既に公表している500億ドルの追加関税（その内、340億ドルは発動済）を合わせると、中国からの年間輸入額の約半分となる2,500億ドル規模にまで拡大、早ければ9月以降の発動となる見込みだ。

中国はこれに対し報復措置を採ることを発表しているが、対米の年間輸入額は1,300億ドル（アメリカの対中輸入額の約4分の1）で、今後同規模の報復措置が採れなくなることから「質と量を組み合わせた総合的な措置」を採るとし、より高い追加関税の適用や、米製品の不買運動等、報復の手段を広げる可能性を示唆した。

◆中国の対米黒字が過去最高に

中国税関総署が7月13日に発表した貿易統計によると、今年上半期の対米貿易黒字は1,337億ドル（約15兆円に相当）で、前年同期比13.8%増だった。対米貿易総額は3,018億ドル（前年同期比13.1%増）。内訳は、輸出が2,178億ドル（13.6%増）、輸入が840億ドル（11.8%増）と、伸び率で輸出が輸入を上回り、黒字幅が拡大した。

6月の黒字額も単月で過去最高を記録。6月単月の輸出が426億ドル（13%増）、輸入が136億ドル（10%増）と、対米貿易黒字は289億ドル（14%増）だった。米中貿易摩擦の一環で、6月15～16日に米中双方が発表し、7月6日付で発動された約340億ドル相当に及ぶ品目の関税引き上げを前に駆け込み需要があったと見られ、下半期に反動減が生ずることが懸念される。

◆上半期外資導入、好調を維持

7月12日、商務部発表の速報値によると、上半期の外資導入は、件数が前年同期比96.6%増の29,591件、外資導入額が1.1%増の4,462.9億元（ドルベースでは4.1%増の683.2億ドル）であった。

このまま好調を維持すれば、件数では世界金融危機前の2007年（37,871件）を超えるペース、導入額でも過去最高となった2017年の1,310億ドルを超えるペースであるが、ハイテク産業は、現在米中両国の覇権争いの最中で、今後この分野で米国による対中投資の減速が予測され、楽観視できない状況にある。

中国経済データ

<ご注意>

伸率は前年同期比を%で表示。減少は▲または-で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易(日本側統計)

単位：億円、%

年月	輸出		輸入		差引	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	備考
2012年	115,091	▲10.8	150,387	2.7	▲35,296	赤字拡大
2013年	126,252	9.7	176,600	17.4	▲50,348	赤字拡大
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字拡大
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年7月	13,553	11.9	15,672	6.7	▲2,119	赤字縮小
2018年1-7月	90,106	10.6	106,325	3.4	▲16,219	赤字縮小

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

7月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額	構成比	
輸出	総額	67,474	100.0	
	内訳	アメリカ	12,506	18.5
		E U	7,668	11.4
		アジア	37,749	55.9
		うち中国	13,553	20.1
輸入	総額	69,786	100.0	
	内訳	アメリカ	7,479	10.7
		E U	8,896	12.7
		アジア	32,414	46.4
		うち中国	15,672	22.5

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

7月の主な増減品目

単位：%、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1 半導体等製造装置	27.4	1.2
		2 半導体等電子部品	9.0	0.8
		3 鉄鋼	13.6	0.8
輸入	増加	1 衣類・同付属品	13.3	0.9
		2 石油製品	39.2	0.6
		3 通信機	7.6	0.4
	減少	1 液化天然ガス	▲15.3	▲0.5

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、%

年月	輸出			輸入			差引	
	金額	伸率	全国比	金額	伸率	全国比	金額	備考
2012年	20,594	▲10.2	17.9	19,512	3.6	13.0	1,082	黒字縮小
2013年	23,913	16.1	18.9	20,971	7.5	11.9	2,942	黒字拡大
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字転換
2018年7月	2,675	9.1	19.7	2,005	12.6	12.8	670	黒字縮小
2018年1-7月	17,283	9.3	19.2	13,029	4.5	12.3	4,254	黒字拡大

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

7月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額	構成比	
輸出	総額	16,215	100.0	
	内訳	アメリカ	4,377	27.0
		E U	2,135	13.2
		アジア	6,433	39.7
		うち中国	2,675	16.5
輸入	総額	8,681	100.0	
	内訳	アメリカ	711	8.2
		E U	1,079	12.4
		アジア	4,524	52.1
		うち中国	2,005	23.1

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

7月の主な増減品目

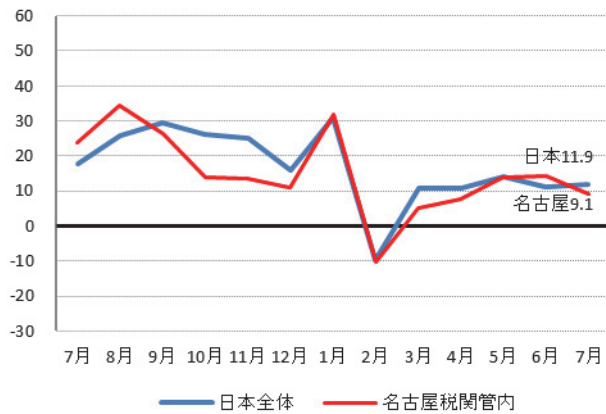
単位：%、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1 自動車の部分品	14.3	3.2
		2 金属加工機械	29.4	1.4
		3 有機化合物	90.9	1.1
輸入	増加	1 原動機	119.0	2.2
		2 半導体等電子部品	82.9	1.2
		3 自動車の部分品	35.3	1.0

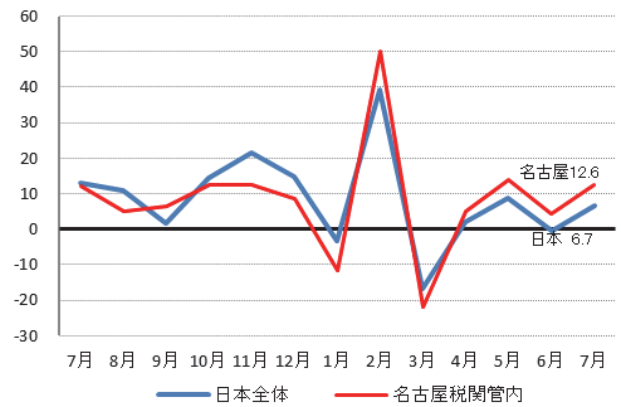
出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

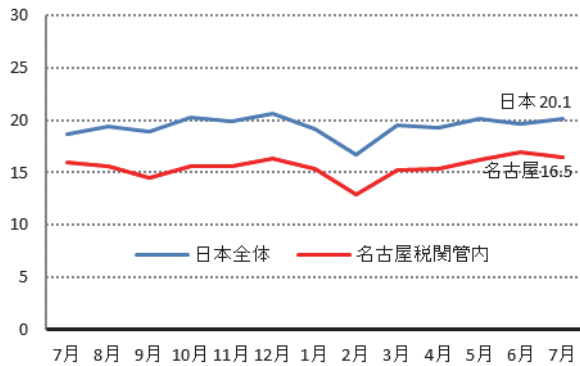
中国への輸出額の月別伸率(%)



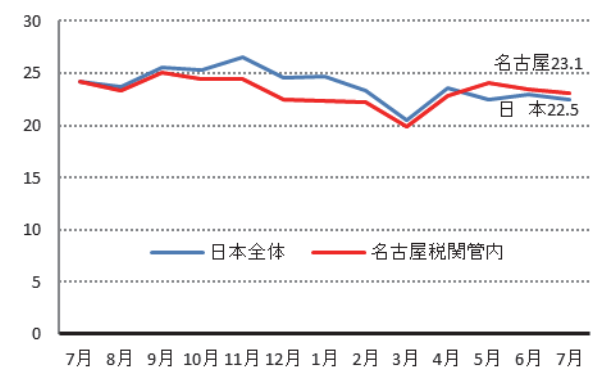
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸出		輸入	
	金額	伸率	金額	伸率
2011年	18,986	20.3	17,436	24.9
2012年	20,489	7.9	18,178	4.3
2013年	22,100	7.9	19,503	7.3
2014年	23,427	6.1	19,602	0.4
2015年	22,766	▲2.8	16,821	▲14.1
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年7月	2156	12.2	1875	27.3
2018年1-7月	13872	12.6	12211	21.0

出所：中国税関総署

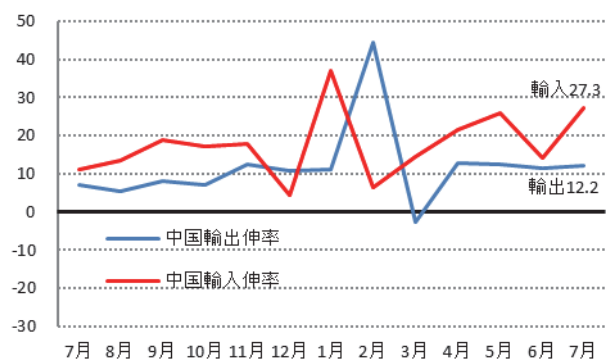
中国の外資導入

単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

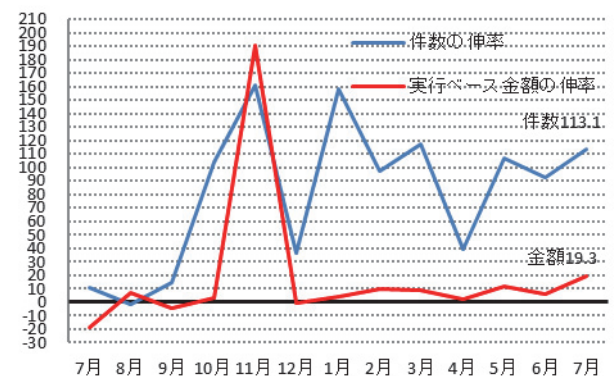
年月	件数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2011年	27,406	1.1	1,160.1	9.7
2012年	27,712	▲10.1	1,11.2	▲3.7
2013年	24,925	▲8.6	1,175.9	5.3
2014年	22,773	4.4	1,195.6	1.7
2015年	23,778	11.8	1,262.7	5.6
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年7月	5648	113.1	77.5	19.3
2018年1-7月	35239	99.1	760.7	5.5

出所：中国商務部 ※金融セクターを除く。

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国外資導入の月別伸率(%)



中国の物価動向

消費者物価指数CPI (%)

	7月	1-7月
消費者物価指数	2.1	2.0
うち都市	2.1	2.0
農村	2.0	1.9
うち食品	0.5	1.1
食品以外	2.4	2.2
うち消費財	1.8	1.6
サービス	2.5	2.7

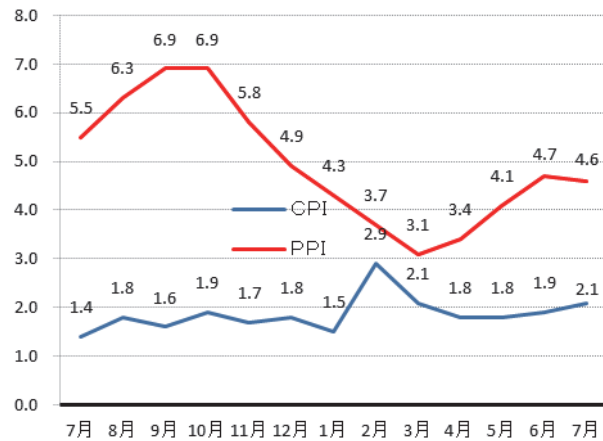
出所：中国国家統計局

工業生産者物価指数PPI (%)

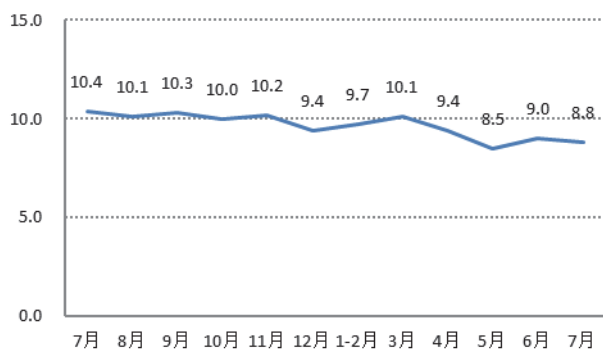
	7月	1-7月
工業生産者物価指数(PPI)	4.6	4.0
うち生産資材	6.0	5.2
うち採掘	13.4	8.1
原材料	9.0	7.0
加工	4.1	4.3
生活資材	0.6	0.6
うち食品	0.7	0.2
衣類	0.7	0.4
一般日用品	1.1	1.1
耐久消費財	▲0.2	▲0.4
工業生産者仕入物価指数	5.2	4.5
うち燃料、動力類	9.9	6.5

※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数
出所：中国国家統計局

CPIとPPIの月別推移(%)



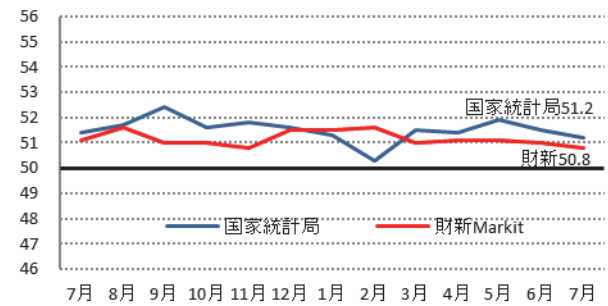
中国の消費財小売総額の伸率(%)



出所：中国国家統計局

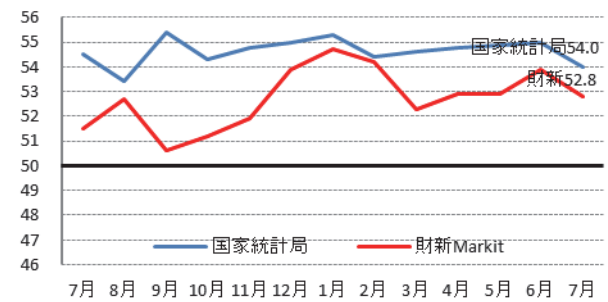
中国の景気先行指数

製造業PMI



※製造業PMI = 製造業購買担当者景気動向指数
景気後退<50<景気拡大

非製造業(サービス業)PMI

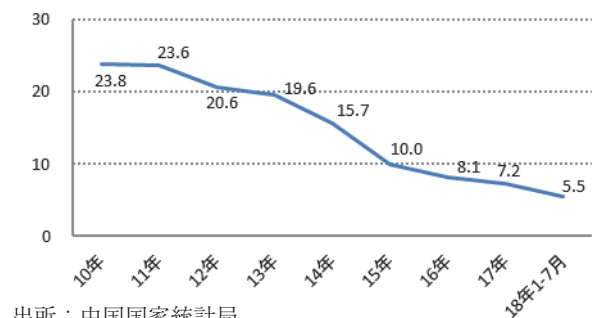


中国の固定資産投資

1-7月の固定資産投資

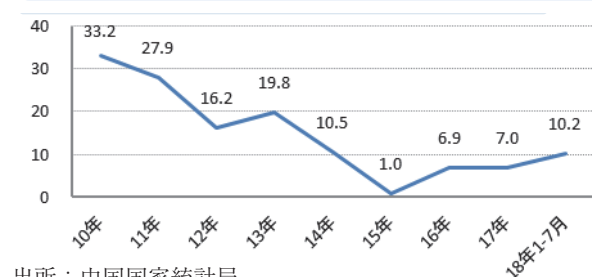
		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		355,798	5.5
産業別	第一次	12,139	13.7
	第二次	132,109	3.9
	第三次	211,550	6.0
地域別	東部	N/A	5.8
	中部	N/A	9.3
	西部	N/A	2.3
	東北	N/A	3.3

固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

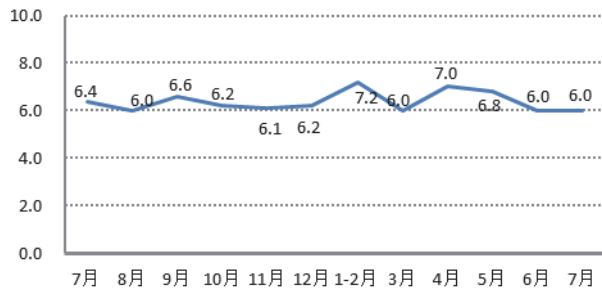
中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

	7月	1-7月
一定規模以上の工業生産	6.0	6.6
内訳 鉱業	1.3	1.6
製造業	6.2	6.8
電気・ガス・熱・水生産供給業	9.0	10.3
内訳 国有企業	6.2	7.4
集団企業	▲2.8	▲2.0
株式制企業	6.0	6.6
外資系企業	6.1	6.2

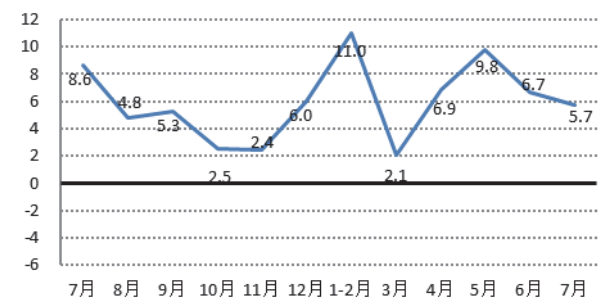
出所：中国国家統計局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



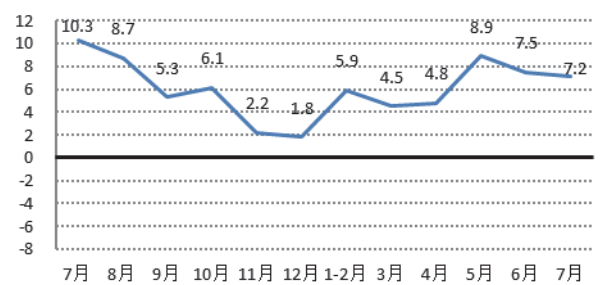
出所：中国国家統計局

一日当たりの発電量の月別伸率(%)



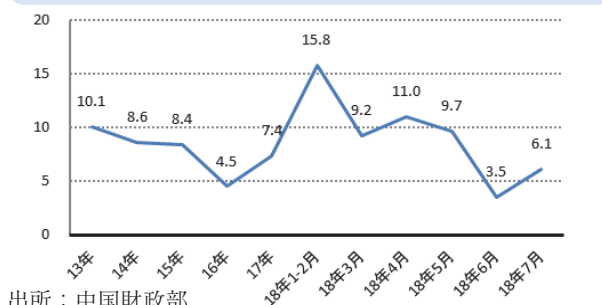
出所：中国国家統計局

粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家統計局

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部

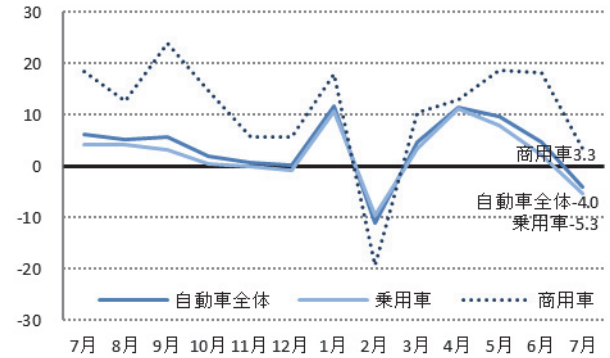
中国の自動車販売台数

台数：万台

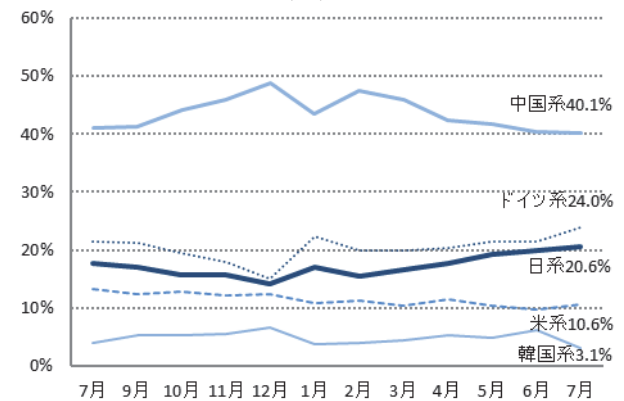
年月	自動車	
	乗用車	商用車
2012年	1,930	381
2013年	2,198	406
2014年	2,349	379
2015年	2,460	345
2016年	2,803	365
2017年	2,887	416
18年7月	189	30
18年1-7月	1595	259

出所：中国汽车工業協会 ※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

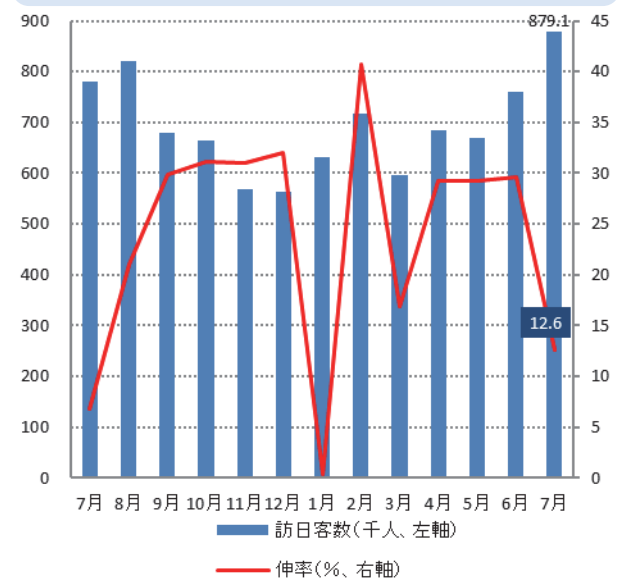
自動車販売台数の月別伸率(%)



日系乗用車のシェア推移(%)



中国からの訪日旅行客数



出所：日本政府観光局